

仕 様 書

- 1 件 名 公用車両の継続検査（応急復旧作業車他2台）
- 2 履行期間
 - (1) 契約締結日から令和8年（2026年）11月 2日まで（車両No. 1）
 - (2) 契約締結日から令和8年（2026年）12月14日まで（車両No. 2）
 - (3) 契約締結日から令和8年（2026年）12月21日まで（車両No. 3）
- 3 履行場所 草加市上下水道部水道総務課が指定する場所
- 4 支払方法 業務完了払（1回払）
- 5 内 容
 - (1) 次の法令に基づく継続検査を行う。
 - ① 道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）
 - ② 自動車点検基準（昭和二十六年八月十日運輸省令第七十号）
 - ③ 自動車の点検及び整備に関する手引（国土交通省告示第三百十七号）
 - (2) 次の手続きを代行して行う。
 - ① 自動車検査証有効期限延長手続き
 - ② 自動車賠償責任保険の加入手続き
 - ③ その他、公用車両の継続検査で必要となる手続き
 - (3) 整備内容
 - ① 継続検査に係る整備等一式
 - ② 油脂類等の交換（エンジンオイル・オイルエレメント・ブレーキオイルなど）
※ メーカー純正品または同等品以上を使用すること。
 - (3) 次の車両の継続検査を実施する。

車両 No.	登録 No.	車名 型式	初年度 登録年月	車検証有効 期間満了日	自動車の 種別	用途	自家用・ 事業用の別
No. 1	春日部 800 す 399	ニッサン TC-SK82VN	H16. 10	R 8. 11. 3	普通	特殊	自家用
No. 2	春日部 800 す 8766	日野 TKG-XZC605M	H28. 12	R 8. 12. 14	普通	特殊	自家用
No. 3	春日部 800 す 1633	日野 LD-RZU300M	H17. 12	R 8. 12. 21	普通	特殊	自家用

- 6 費用範囲
 - (1) 本仕様に含まれる費用
 - ① 継続検査において、一般的に使用、交換、又は消費される部品代等
 - ② 継続検査において、実施される作業、調整又は清掃等の処置に係る工賃、技術料等
 - ③ 自動車重量税、自動車賠償責任保険料及び印紙代
 - (2) 本仕様に含まれない費用
車両又は部品等の状態により必要な修繕、清掃、交換、補充等に係る部品代、工賃、技術料等
※ これらの費用が見込まれる場合は、担当課と協議すること。
- 7 車両の引取り及び納車について
 - (1) 車両の引取り及び納車は草加市水道庁舎とし、当該運搬等に係る経費は、受注者の負担とする。
 - (2) 車両の継続検査は、個々の日程で行うものとし、当該日程は、担当課と調整すること。

なお、車両の引取りから納車まで、受注者の車両を指定位置に駐車することを認める。

8 その他

- (1) 継続検査中に予期せぬ修繕箇所を発見した場合は、直ちに担当課と協議すること。
- (2) 予期せぬ修繕箇所を発見し、担当課と協議の上、修繕を実施する場合は、修繕前・修繕中・修繕後の写真等の資料を車両引き渡し時に、担当に提出すること。
- (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (7) 仕様書に疑義が生じたときは、担当課と協議すること。
- (8) 履行期間中に本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市上下水道部水道総務課経営係
電話048-920-5677（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市上下水道部水道総務課管理係
電話048-925-3132（直通）